

佐用町教育委員会要領第2号

佐用町区域外就学に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第9条の規定に基づく区域外就学の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(区域外就学の申し出)

第2条 佐用町以外（以下「町外」という。）に住所を有する就学予定者（施行令第5条第1項に規定する者をいう。）又は学齢児童若しくは学齢生徒（以下「児童生徒等」という。）の保護者であつて、第4条に規定する要件に該当する場合、区域外就学を申し出ることができるものとする。

(区域外就学の手続き)

第3条 町外から佐用町立小学校及び中学校への就学を希望する児童生徒等の保護者は、区域外就学申出書（様式第1号）を佐用町教育委員会に提出しなければならない。

(区域外就学の承諾要件)

第4条 区域外就学の承諾要件は、学校教育に重大な影響を及ぼさない場合であつて、児童生徒等の身体的理由、家庭事情、住所異動、その他の特別な事情により相当と認められる場合とする。

(他市町村教育委員会との協議)

第5条 佐用町教育委員会は、第3条の申し出を受け、前条の規定により相当と認める場合は、区域外就学協議書（様式第2号）により、児童生徒等の住所の存する教育委員会と協議するものとする。

(審査及び承諾等)

第6条 第3条に規定する申し出の審査に当たっては、その実情を確認し、公正かつ適正に行い、第4条及び前条の規定により区域外就学が妥当であると認め承諾した場合は、区域外就学承諾通知書（様式第3号）により、速やかに、保護者に通知するものとする。この場合、佐用町教育委員会は、区域外就学に必要な条件を付すことができるものとする。また、学校長へは、区域外就学承諾児童生徒通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 第3条による申し出を承諾しない場合は、その理由を付し、区域外就学申出結果通知書（様式第5号）により、保護者に通知するものとする。

(区域外就学中の通学等)

第7条 区域外就学に伴う児童生徒等の通学等は、すべて保護者の責任において行うものとし、佐用町教育委員会は特別な措置を講じないものとする。

(区域外就学の取り消し)

第8条 佐用町教育委員会は、区域外就学申出書に記載された申し出の事由及びその事由を証明する書類に虚偽があつた場合又は承諾条件の不遵守等が判明した場合、児童生徒等の住所の存する教育委員会と再協議のうえ第6条第1項に基づく承諾を取り消すことができるものとし、この場合、区域外就学承諾取消通知書（様式第6号）により保護者に、区域外就学承諾児童生徒取消通知書（様式第7号）により学校長に通知するものとする。

2 前項の規定により区域外就学の承諾を取り消された児童生徒等は、速やかに住所の存する教育委員会が指定する学校に就学するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にされた申し出に基づく区域外就学の承諾については、なお従前の例による。

～ 区域外就学許可基準 ～

(他市町村との就学指定校の変更)

【条件】

1. 保護者が指定校変更後の通学経路及び通学方法を明確にしたうえで、通学途中の安全面について責任を持つことを承諾すること。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

区 分	許 可 基 準	対 象 者	許 可 期 間 等	確 認 ・ 添 付 書 類
身体的理由	疾病又は障害等の事情により、通学方法や安全面等において特に配慮を要する場合。	小中学校 全 学 年	必要と認められる期間。	申請書 医師の診断書 学校長の意見書
家庭の事情	住民票は他の市町村にあるが、実際は佐用町内に居住しているため、実際の居住地を校区とする学校への就学を希望する場合。(※生活の本拠地となっている店舗・工場等から就学を希望する場合も含む。)	小中学校 全 学 年	必要と認められる期間。	申請書 住民票 居所を証する書類
	両親の離婚、家族の別居、債権の取り立て等、家庭の特殊事情により、特に配慮を要する場合。	小中学校 全 学 年	必要と認められる期間。	申請書 事情が確認できる書類
住所の異動	(途中転出) 在学中に町外へ転出した場合で、引き続き在籍校に就学することを希望する場合。	小学6年 中学3年	卒業まで。	申請書 住民票
		上記以外 の 学 年	学期末まで。特別な事情がある場合は学年末まで。	
	(転入予定) 概ね6ヶ月以内に転入することが確実であるため、あらかじめ転入予定地を校区とする学校への就学を希望する場合。	小中学校 全 学 年	転入するまでの期間。	申請書 住民票 転居予定の事実が確認できる書類
	(一時的転出) 住居の新築、増改築等のため、一時的に町外に転出する場合で、その転出期間中、在籍校への就学を希望する場合。	小中学校 全 学 年	住居の完成日まで。	申請書 事情が確認できる書類
教育的配慮	(いじめ・不登校) いじめ、不登校等、学校生活に起因した深刻な事情があり、在籍校における十分な指導にもかかわらず転校を希望する場合。(※転校により改善が望める場合。)	小中学校 全 学 年	必要と認められる期間。 ただし、在籍学校長及び転校先学校長の了承必要。	申請書 学校長の意見書
その他の特殊事情	上記のほか、児童生徒の具体的な事情に即して、教育委員会が必要かつ適正であると認める場合。	小中学校 全 学 年	必要と認められる期間。	教育委員会が必要とする書類